

社風に合った労務管理対策を組み合わせて 未払賃金、未払残業手当のリスクを回避!!

多発する未払賃金や未払残業手当に関するトラブルに、いかに対応するのか。それが中小企業にとっての大きな課題となっている。そこで、今月号では未払賃金や未払残業手当に関するトラブルにいかに対応するかについて、コンセルト社会保険労務士事務所の多田智子社会保険労務士とアクタスマネジメントサービス(株)の江原努社会保険労務士にアドバイスしてもらった。

残業制度の導入で未払リスクを軽減

未払賃金、未払残業が社会問題となつたことで、労働基準監督署による夜間抜打検査などが行われ

ることもあるという。もちろん、行われるわけではないが、何事も備えあれば憂いなし、いつ検査が入っても問題がないような仕組みづくりを行つておく必要がある。そこで、いくつか対策となる制度をチェックしてみたい。

「残業許可制」を導入して計画的な残業を推進

まずは「残業許可制」だ。これは残業する際に、事前に上司に対して残業理由や業務内容、残業時間を届けなければならないという制度のこと。江原氏によると「『計画的な残業の推進』がこの制度の目的。やり方によつては残業削減だけでなく、労働者の健康管理につながるなど、副次的効果も期待できる」という。

ただし、「残業許可制」を導入す

「固定残業制度」を導入して残業手当をシンプルに

ふたつ目は「固定残業制度」だ。これは、たとえば一般社員で基本給20万円十営業手当2万円という賃金構成にしたい場合「基本給20万円十固定残業手当2万円(残業12時間分支給)」とし、残業が12時間を超える」という給与規定にすることで、給与の中に12時間分の残業を含ま

る場合には注意が必要だ。たとえば、残業の内容が本当に残業するに値するかどうか、またどの程度の残業時間が必要なのかを適正に判断することがポイントとなる。さらに、残業許可を出すための手続きや書類、基準、記録システムなども設ける必要があり、その運用ルールを労働者に浸透させることが重要だ。

19業種だけが採用できる「専門業務型裁量労働制」

3つ目は「専門業務型裁量労働制」の導入したからといって、残業時間をいくらでも延長させられるわけではないということを肝に銘じなければならない。

側は不足分の残業手当を支払う義務があるので、ただちに支払いに応じる必要がある。「固定残業制度」を導入したからといって、残業時間は、たとえば一般社員で基本給20万円十営業手当2万円という賃金構成にしたい場合「基本給20万円十固定残業手当2万円(残業12時間分支給)」とし、残業が12時間を超える」という給与規定にすることで、給与の中に12時間分の残業を含ま

だ。これは業務の性質上、業務遂行の手段や方法、時間配分等を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務として法令で定められた

19業務に関して、労使協定であらかじめ定めた時間を労働したものとする制度のこと。ちなみに、19業種の中には「新商品若しくは新技术の研究開発又は人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務」やデザイナー、プログラマー、記者の取材又は編集の業務、インテリアイコーディネーター、公認会計士、弁護士、建築士、不動産鑑定士、税理士、中小企業診断士といつた業種がある。

この制度を導入する際にはどういったポイントを押さえておくべきなのか。「単に残業代の削減を行うのではなく、自主的な仕事への取組意識を高め、生産性を上げることに主眼を置くべきである。また、従業員と労使協定で結ぶ『みなし労働時間』の導入にあたつての取り決め事項などを周知させなければならぬ」(多田氏)。ちなみに、制度の導入にあたつては「原則的に仕事の進め方や時間配分などの具体的な業務指示を行うことはでき

制度導入だけでなく労働時間管理も見直すべき

しかし、いくら対策を立てても、労働時間の記録をしつかり取つておかなければ本末転倒になつてしまふ。「会社が記録を持つていなければ、手書きの記録であつても労働者側の主張のほうが通つてしまふ。場合によつては会社が記録を取つていなかることをいいことに、架空の残業手当を請求される可能性もある」(多田氏)。また、江原氏は「多少面倒でも労務管理システムを導入して、労働時間の管理を正

残業単価に含んで良い手当とだめな手当との違いに注意

残業手当の計算に関しても、間違つていなか確認する必要がある。たとえば、労基署の調査でよく指摘される事項として、残業単価の計算式に手当を一切含めず、基本給のみを残業単価の対象にしているケースがある。中小企業では賞与や退職金を抑えるために基本給を低く抑えて、職能給や役職

手当を支払っている場合は、支給額が発生している企業も少なくないことが露見すると、未払い残業となり、最大2年遡及して支払う必要がある。

未払対策にはいくつかのパターンがあつたが、それを導入するには労働時間を把握しているのが大前提となる。そのうえで、ここで紹介した対策のなかから、自社に合つた対策を探さなければならぬ。

*シリーズ企画「改正労働基準法のポイント」は最終回となります。ご愛読いただき、ありがとうございました。